

市町村子ども・子育て支援事業計画
における「量の見込み」の算出等
のための手引き

平成26年1月

◆◇ 目 次 ◇◆

<1> 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨
2. 提供体制確保の実施時期の設定

<2> 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

II. 量の見込みの具体的算出方法

1. 家庭類型の分類
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

<3> 提供体制の確保の方策及びその実施時期

<4> その他

＜ 1 ＞ 基本的考え方

1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等をふまえて作成されることが必要である。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等（以下、「利用希望把握調査等」という。）を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

（子ども・子育て支援法）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 (略)

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6～10 (略)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握

(一) 現状の分析

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

(二) 現在の利用状況及び利用希望の把握

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

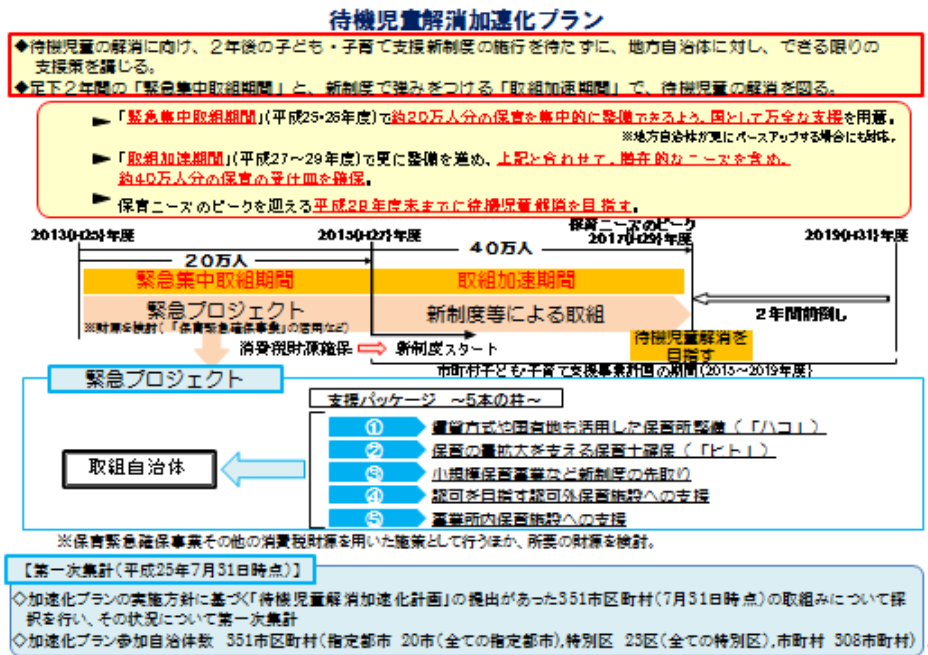
利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

また、都道府県は、利用希望把握調査等が円滑に行われるよう、市町村に対する助言、調整等に努めること。その際、認可外保育施設及び私立幼稚園の運営の状況等について市町村に対する情報提供を行う等、密接に連携を図ること。

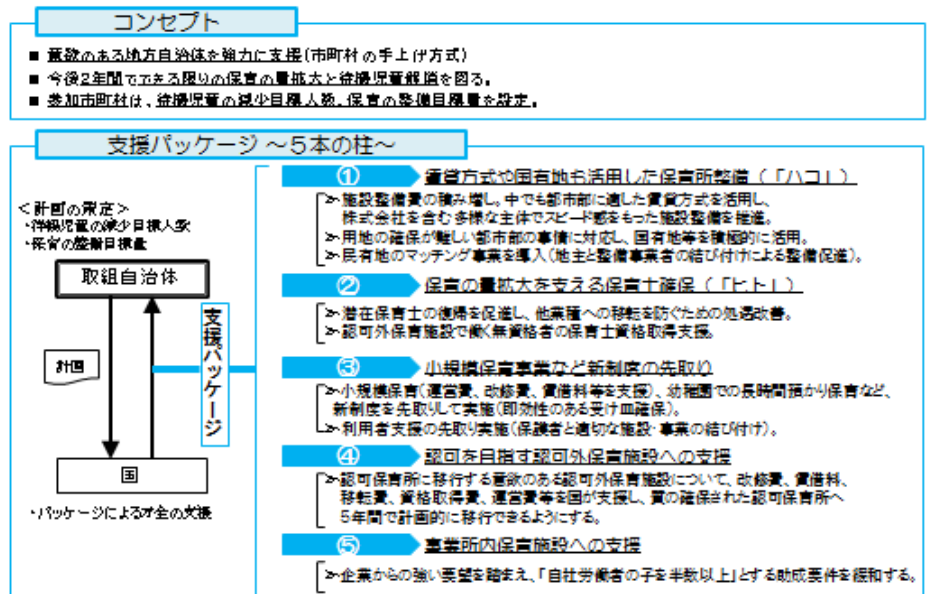
2. 提供体制確保の実施時期の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成29年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

【参考】待機児童解消加速化プラン



緊急プロジェクト(平成25・26年度)



待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

〇 滞在ニーズも考慮した待機児童の解消を強力に進めるため、滞在ニーズも考慮した待機児童の解消に意欲のある自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(その他、所要の保育所運営費も確保)

(注)以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国土地も活用した保育所整備【ハコ】

- 【施設整備費】
- 〇保育所緊急整備事業
- 〇改修費・賃借料等
- 〇賃貸物件を活用した保育所整備事業
- 〇小規模保育設置促進事業(10月18日付要補改正で対応)
- 〇幼稚園預かり保育改修事業
- 〇家庭的保育改修事業
- 【土地等の確保】
- 〇民有地マッチング事業
- 〇国土地、公有地の活用

2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

- 【保育士確保対策】
- 〇保育士養成施設新規卒業生の確保
- 〇保育士の転業支援
- 〇滞在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置
- 〇再就職前研修の実施
- 〇職歴用指し書借上げ支援
- 【保育士の資格取得と継続雇用の支援】
- 〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
- 〇保育士養成施設入学者に対する格学資金貸付
- 【保育士の処遇改善】
- 〇保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

- 【小規模保育運営支援事業】
- 〇小規模保育事業(利用定員8人以上19人以下の施設)への運営費支援(10月18日付要補改正で対応)
- 〇グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 【長時間預かり保育支援事業】
- 〇幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 【利用者支援】
- 〇利用者支援の強化に向けた専任職員配置(※)

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 【整備費支援】
- 〇改修費・賃借料等(10月18日付要補改正で対応)
- 【運営費支援】
- 〇一定程度の基準を満たした施設への運営費支援
- 【移行費支援】
- 〇認可化移行可能性調査費
- 〇移転費用、仮設費用等(10月18日付要補改正で対応)
- 〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【特措】

5. 事業所内保育施設への支援

- 〇助成要件を緩和(※)(平成26年度予算採算要求中)

保育の量的拡大と質の確保

(注1)「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は安心子ども基金により実施。

(注2)※は削減を緩和(保育施設増設事業の活用など)。(次頁以降も同様)

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案))

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み(略)

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごと及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

その際、子ども・子育て支援制度が、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保を目的の一つとしていることに鑑み、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望を十分に踏まえた上で定めること。

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」(平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表)において目標年次として、いる平成二十九年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

(以下略)

< 2 > 量の見込みの算出

I. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行う。

図表 1 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法

量の見込みの具体的算出方法については、以下に示す標準的な算出方法によることが望ましい。なお、この標準的な算出方法は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成 25 年 8 月 6 日付け事務連絡）の別紙 4 「調査票のイメージ」の設問項目を活用したものとなっている。

なお、本手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。ただしこの場合においても、「潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要があることに留意すること。

1. 家庭類型の分類

(1) 概説

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求める。家庭類型の種類は、タイプ A からタイプ F の 8 種類となっている。

「家庭類型」は、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類ごとの分布を算出する。また、子どもの年齢区分により、0 歳～就学前、0 歳、1・2 歳、3 歳～就学前の 4 パターンを作成することが必要である。

なお、十分な調査客体数を得られる場合は、祖父母による支援、地域・友人の支え合いの状況を踏まえ、更に細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

図表 2 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部 ¹⁾)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦 (夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム

¹ タイプ C とタイプ C'、タイプ E とタイプ E' の区分方法については、p.12 参照。

	(就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。以下同じ。

「家庭類型」と全国共通で「量の見込み」を算出する項目(対象事業)の関係をみると、タイプ C'(フルタイム×パートタイム〔月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ D(専業主婦(夫)家庭)、タイプ E'(パートタイム×パートタイム〔いずれかが月下限時間未満、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ F(無業×無業)は、専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭(以下「就労時間短家庭」という。)として、「教育標準時間認定(認定こども園及び幼稚園)」に分類される。

タイプ A(ひとり親家庭)、タイプ B(フルタイム×フルタイム)、タイプ C(フルタイム×パートタイム〔月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部〕)、タイプ E(パートタイム×パートタイム(双方が月 120 時間以上、あるいは月下限時間から 120 時間の一部))は、保育の必要性の認定を受け得る家庭として、年齢に応じて「保育認定②(認定こども園及び保育所)」、あるいは「保育認定③(認定こども園及び保育所、地域型保育)」に分類される。

但し、ひとり親家庭(タイプ A)、共働き家庭(タイプ B、タイプ C、タイプ E)のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される場合は、「保育認定①(幼稚園)」に分類される。

図表 3 家庭類型と関連する事業の分類

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ C' : フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D : 専業主婦 (夫) ・タイプ E' : パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F : 無業×無業 	<p>1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ A : ひとり親家庭 ・タイプ B : フルタイム×フルタイム ・タイプ C : フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E : パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) 	<p>2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)</p>
<p>↓</p> <p>※ただし現在幼稚園利用</p>	<p>→</p> <p>2 保育認定① (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)</p>

これらの「家庭類型」を算出するために必要となるデータは、「調査票のイメージ」において、父母の有無、母親の就労状況、父親の就労状況、母親の就労意向、子どもの年齢に関する下記の設問である。

例えば、父母の有無について、「調査票のイメージ」の問 4 (調査票の回答者) で「3. その他」と回答している場合は集計対象から除外する。問 4 で「1. 母親」あるいは「2. 父親」と回答し、かつ問 5 (配偶関係) で「2. 配偶者はいない」と回答した場合、「ひとり親家庭」となる。

図表 4 家庭類型算出のための必要となるデータ

項目	設問番号
父母の有無	問 4、問 5 ※問 4 で「3.その他」と回答→集計対象から除く。 ※問 4 で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問 5 で「2.配偶者はいない」と回答→「ひとり親家庭」となる。
母親の就労状況	問 12 (1)、(1) - 1
父親の就労状況	問 12 (2)、(2) - 1
母親の就労意向	問 13 (1) (パートタイムからフルタイムへの意向) 問 14 (1) (無業から就労への意向)
子どもの年齢	問 2 ※調査又は抽出時点における年齢とする。

注) 上記対象設問の何れかが無回答のサンプルは、集計対象から除く。(ひとり親家庭で問 12(1)、(2)のいずれかが無回答であるものを除く。)

(2) 現在の家庭類型の算出方法

現在の家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ3までの段階がある。

<ステップ1> タイプA(ひとり親家庭)の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。

- ① 問4(調査票の回答者)で「3.その他」と回答している場合
→ 当該サンプルを集計対象から除く。
- ② 問4で「1.母親」あるいは「2.父親」と回答、かつ問5(配偶関係)で「2. 配偶者はいない」と回答している場合
→ 「タイプA:ひとり親家庭」と設定する。

(参考:関連設問)

問4 この調査票に回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

<ステップ2> タイプBからタイプFの算出

- ① 算出対象サンプルから「タイプA：ひとり親家庭」に設定されたサンプルを除く。
- ② 問12(1)(母親の就労状況)、問12(2)(父親の就労状況)について、選択1と2、選択肢3と4、選択肢5と6は、それぞれ足し合わせ、ひとつのカテゴリーとする。
- ③ 上記の選択肢3と4(パート・アルバイト等で就労)のカテゴリーについて、(1) -1、(2) -1(週当たりの「就労日数」・1日当たりの就労時間)を月単位に変換(※)して分類する。

※1週あたり α 日 \times 1日あたり β 時間 \times 4週間

- ④ ③を反映させた問12(1)と問12(2)をクロス集計する。

(参考：関連設問)

問12(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない

問12(1) -1 (1)で「1. ~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週あたり□日 1日当たり□□時間

※問12(2)、問12(2) -1は、父親の就労状況に関する設問。選択肢は問12(1)、問12(1) -1と同じのため省略。

クロス集計の結果、3歳から5歳のタイプBからタイプFの設定は以下のとおりとなる。

タイプC、タイプEについては、父親、母親の何れか、または父親と母親両方の月単位の就労時間が「下限時間以上120時間未満」で、かつ以下の基準に該当する場合、タイプC'、タイプE'と設定される。

【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法（3～5歳）】

- ① 問15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプC'（タイプCから除く）、またはタイプE'（タイプEから除く）
- ② ①以外
→タイプC、タイプEのまま

図表5 クロス集計によるタイプBからタイプFの設定（3～5歳）

		母親		父親		
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

0～2歳児についても同様のマトリックスを作成し、「下限時間以上120時間未満」の区分については、以下の方法で分けすることを原則とする。ただし、「パートタイム」の区分について、「下限時間以上」「下限時間未満」の2区分とし、「下限時間以上」を同様に以下の方法で区分することも考えられる。

- ① 問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢3から9）を選択した者、及び

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）
5. 小規模な保育施設（国が定める最低金に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）
6. 家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）
7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
12. その他（ ）

＜ステップ3＞ 年齢区分別の集計

集計したタイプAからタイプFの家庭類型構成比に、問2（子どもの生年月）から算出した年齢データ（3区分したもの：0歳、1・2歳、3歳以上）をクロス集計する。

図表6 家庭類型のアウトプットイメージ

家庭類型区分		年齢区分別	年齢統合 (0歳～就学前)
タイプA:ひとり親家庭	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプB:フルタイム×フルタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC:フルタイム×パートタイム	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプC':フルタイム×パートタイム(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプD:専業主婦(夫)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE:パート×パート	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプE':パート×パート(短)	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	
タイプF:無業×無業	0歳	%	%
	1・2歳	%	
	3歳以上	%	

注) 年齢区分別構成比は、各年齢ごとに合計が100%となる。

(3) 潜在的な家庭類型の算出方法

潜在的な家庭類型の算出方法には、ステップ1からステップ10までの段階がある。

なお、子どものいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことに鑑み、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に着目した潜在的な家庭類型の算出方法のみ記載するが、市町村の判断で、同様に父親の就労状況の変化も見込むことも考えられる。

<ステップ1> 潜在タイプA（ひとり親家庭）の算出

母子家庭もしくは父子家庭の割合を算出する。現在の家庭類型と同じ。

<ステップ2> 潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプB（以下「潜在タイプB」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプB（以下「現在タイプB」という。）に、

- ①母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプC、タイプC'からの転換）、
- ②母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

なお、ステップ2以降の作業については、構成比ではなく実数で考えることとする。

①母親のパートタイムからフルタイムへの意向

・タイプCとタイプC'のうち、「父親がフルタイム」の場合

→問13(1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者

→タイプBに加え、タイプC、タイプC'からは除く。

図表7 パートタイムからフルタイムへの以降
(タイプC、タイプC' からタイプBへの転換)

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

(参考：関連設問)

問13 問12の(1)または(2)で「3. 4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

②母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合
→問14(1)(無業の母親の就労希望)で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプBに加え、タイプDからは除く。

＜ステップ3＞ 潜在タイプC（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC（以下「潜在タイプC」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC（以下「現在タイプC」という。）に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプEからの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上

→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプCに加え、タイプDからは除く。

※「月単位の就労時間」については、問14(1)の「1週当たり α 日×1日当たり β 時間×4週間で計算する。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ C に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ C に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

図表 9 無業からフルタイムへの意向（タイプ D からタイプ C への転換）

		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
120時間未満 下限時間以上							
下限時間未満		タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプ E のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13 (1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E から除く。
- ・タイプ E' のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 13 (1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプ C に加え、タイプ E' から除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプ D のうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問 14 (1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプ C に加え、タイプ D から除く

図表 10 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプ D、E、E' からタイプ C への転換)

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD	
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF	

④潜在タイプ C の算出

- ・現在タイプ C からタイプ B への移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

＜ステップ4＞ 潜在タイプC'（フルタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプC'（以下「潜在タイプC'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプC'（以下「現在タイプC'」という。）に加え、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）、
- ②母親のパートタイムからフルタイムへの意向（タイプEからの転換）
- ③母親の無業からフルタイムへの意向（タイプDからの転換）を加えるがある。

また、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がフルタイム」の場合

→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間未満、及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）

→タイプC'に加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプC'に加える者に該当する。

【3～5歳】

- ① 問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者

→タイプC'に加え、タイプDからは除く

- ② ①以外

【0～2歳】

- ① 問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢3から9）を選択した者、及び

問15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢3から10）を選択した者

- ② ①以外

→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 11 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプC'への転換）

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF	

②母親のパートタイムからフルタイムへの意向

- ・タイプE'のうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問13(1)（パート・アルバイトの母親のフルタイムへの転換希望）で「1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」を選択した回答者
→タイプC'に加え、タイプE'からは除く。

③母親の無業からフルタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態で「ア. フルタイム」を選択
→タイプC'に加え、タイプDからは除く

図表 12 パートタイム、無業からフルタイムへの意向
(タイプE'、DからタイプCへの転換)

父親		母親	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				タイプE'	
	下限時間未満		タイプC'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

④潜在タイプC'の算出

- ・現在タイプC'からタイプBへの移動分を除いたものに、①、②、③の移動分を足し合わせる。

<ステップ5> 潜在タイプE (パートタイム×パートタイム) の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE (以下「潜在タイプE」という。) は、現在の家庭類型におけるタイプE (以下「現在タイプE」という。) に、

- ①母親の無業からパートタイムへの意向 (タイプDからの転換) を加える必要がある。
また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分を除く必要がある。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム (月下限時間以上)」の場合
→問 14 (1) (無業の母親の就労希望) で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」以上
→そのうち、「120時間以上」の場合、及び「下限時間以上120時間未満」の一部 (※)
→タイプEに加え、タイプDからは除く。

※「下限時間以上 120 時間未満」の区分は下記基準による。3～5 歳の基準では②、0～2 歳の基準では①がタイプ E に加える者に該当する。

【3～5 歳】

- ① 問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
- ② ①以外
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く

【0～2 歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的にご利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的にご利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
→タイプ E に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

②潜在タイプ E の算出

- ・現在タイプ E からタイプ C への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 13 無業からパートタイムへの意向（タイプDからタイプEへの転換）

父親		母親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE ←	タイプD			
	120時間未満 下限時間以上							
	下限時間未満		タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF	

＜ステップ6＞ 潜在タイプE'（パートタイム×パートタイム）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプE'（以下「潜在タイプE'」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプE'（以下「現在タイプE'」という。）に、

①母親の無業からパートタイムへの意向（タイプDからの転換）を加える必要がある。

また、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出したC'への移動分を除く必要がある。

① 母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間以上）」の場合
→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」で、月単位の就労時間が「下限時間」未満及び「下限時間以上120時間未満」の一部（※）
- ・タイプDのうち、「父親がパートタイム（月下限時間未満）」の場合
→問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択、かつ希望する就労形態が「イ. パート・アルバイト等」下限時間

※「下限時間以上120時間未満」の区分は下記基準による。3～5歳の基準では①、0～2歳の基準では②がタイプE'に加える者に該当する。

【3～5歳】

- ① 問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で「1. 幼稚園」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で「3. 認可保育所」または「4. 認定こども園」のいずれも選択していない者
→タイプ E' に加え、タイプ D からは除く
- ② ①以外

【0～2歳】

- ① 問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「1. 利用している」を選択した者のうち、問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、保育の事業（選択肢 3 から 9）を選択した者、及び
問 15（定期的な教育・保育の事業利用の有無）で「2. 利用していない」を選択した者のうち、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で保育の事業（選択肢 3 から 10）を選択した者
- ② ①以外
→タイプ E' に加え、タイプ D からは除く

②潜在タイプ E' の算出

- ・現在タイプ E' からタイプ C、タイプ C' への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

図表 14 無業からパートタイムへの意向（タイプ D からタイプ E' への転換）

		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	
父親							
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'			
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD		
	120時間未満 下限時間以上						
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF	

＜ステップ7＞ 潜在タイプD（専業主婦（夫））の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプD（以下「潜在タイプD」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプD（以下「現在タイプD」という。）に、

①母親の無業からパートタイム・フルタイムへの意向（タイプFからの転換）を加える必要がある。（潜在タイプD-1）

この場合、ステップ2で算出した潜在タイプBへの移動分、ステップ3で算出した潜在タイプCへの移動分、ステップ4で算出した潜在タイプC'への移動分、ステップ5で算出した潜在タイプEへの移動分、ステップ6で算出した潜在タイプE'への移動分を除く必要がある。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプC、C'、E、E'からの転換）については、市町村の判断で、タイプDに加え（潜在タイプD-2）、タイプC、C'、E、E'から除くことも可能である。

①母親の無業からパートタイムへの意向

- ・タイプF（無業×無業）の場合、
 - 問14(1)（無業の母親の就労希望）で「3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を選択
 - タイプDに加え、タイプFからは除く。

②潜在タイプD-1の算出

- ・現在タイプDから、タイプB、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'への移動分を除いたものに、①の移動分を足し合わせる。

③母親のパートから無職への意向（潜在タイプD-2）の算出

- ・タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'のうち、「父親がフルタイムまたはパートタイム」の場合
 - 問13(1)で母親が「4. パート・アルバイト等（フルタイム以外）をやめて子育てや家事に専念したい」を選択
 - タイプDに加え、タイプC、タイプC'、タイプE、タイプE'からは除く。

図表 15 無業からパート・フルタイムへの意向（タイプFからタイプDへの転換）等

		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
120時間未満 下限時間以上							
下限時間未満		タイプC'		タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF		

＜ステップ8＞ 潜在タイプF（無業×無業）の算出

潜在的な家庭類型におけるタイプF（以下「潜在タイプF」という。）は、現在の家庭類型におけるタイプF（以下「現在タイプF」という。）から、他のタイプへの移動分を除いたものである。

また、②母親のパートから無職への意向（タイプDからの転換）については、市町村の判断で、タイプFに加え、タイプDからは除くことも可能である。

- ① 現在タイプFから、他のタイプへの移動分を除く。
- ② 母親のパートタイプから無職への意向を加える。

タイプDのうち、「父親が無職」の場合

→問13(1)で母親が「4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて

子育てや家事に専念したい」を選択

→タイプFに加え、タイプDからは除く。

＜ステップ9＞ 年齢区分別のクロス集計

タイプAからFのデータに、問2から算出した年齢区分のデータをクロス集計する。

＜ステップ10＞ 構成比の算出

タイプAからF及びその年齢区分別データの構成比を算出する。

図表 16 家庭類型集計結果の入力シート

I. 家庭類型集計結果

シートA

■0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■0歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

■1・2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

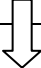
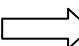
■3歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプD 専業主婦(夫)				
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)				
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)				
タイプF 無業×無業				
全体				

2. 教育・保育の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「教育・保育」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

図表 17 家庭類型と関連する事業の分類（再掲）

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ C'：フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ D：専業主婦 (夫) ・タイプ E'：パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ F：無業×無業 	1 教育標準時間認定 (認定こども園及び幼稚園) <専業主婦家庭、就労時間短家庭>
<ul style="list-style-type: none"> ・タイプ A：ひとり親家庭 ・タイプ B：フルタイム×フルタイム ・タイプ C：フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) ・タイプ E：パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部) 	2 保育認定② (認定こども園及び保育所) 3 保育認定③ (認定こども園及び保育所+地域型保育)
 ※ただし現在幼稚園利用	 2 保育認定① (幼稚園) (共働き家庭幼稚園利用のみ)

図表 18 利用意向率集計結果の入力シート（1号認定）

■3歳～就学前家庭のみ

①1号認定（認定こども園及び幼稚園）

		現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプD	専業主婦(夫)	(任意)	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプF	無業×無業	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、各年の年齢各歳別のデータを用いる。

なお、この推計における年齢各歳別のデータの算出については、平成15年8月「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/syousika/030819/2b.html>

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口推計」（平成25年3月）も適宜活用されたい。

<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 19 量の見込みの算出プロセス（1号認定）

■3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)		b.潜在家族類型(割合)		c.家族類型別児童数
タイプA	ひとり親	×		=	
タイプB	フルタイム×フルタイム	×		=	
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		=	
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=	
タイプD	専業主婦(夫)	×		=	
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	×		=	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=	
タイプF	無業×無業	×		=	

<ニーズ量の算出>

①<1号認定>（認定こども園及び幼稚園）

	c.家族類型別児童数		d.利用意向率(割合)		e.ニーズ量(人)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=	
タイプD	専業主婦(夫)	×		=	
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	×		=	
タイプF	無業×無業	×		=	

図表 20 利用意向率集計結果の入力シート
(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

②2号認定

(1) 幼稚園の利用希望が強いと想定

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

図表 21 量の見込みの算出プロセス

(2号認定：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定)

■3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)		b.潜在家族類型(割合)	=	c.家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

<ニーズ量の算出>

②<2号認定>(幼稚園)

	c.家族類型別児童数		d.利用意向率(割合)	=	e.ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

(3) 2号認定（認定こども園及び保育所）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA（ひとり親家庭）、潜在タイプB（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプC（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプE（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳以上のみ算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）に回答した者のうち、問 16で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」から「10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）」のいずれかを選択した者の割合（但し、無回答を除いて割り戻す）から、「2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合を算出する。

図表 22 利用意向率集計結果の入カシート（2号認定：認定こども園及び保育所）

②2号認定

(2) 認定こども園及び保育所

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 23 量の見込みの算出プロセス（2号認定：認定こども園及び保育所）

■3歳～就学前家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)	b.潜在家族類型(割合)	c.家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業	×	=	

<ニーズ量の算出>

③<2号認定>(認定こども園及び保育所)

	c.家族類型別児童数	d.利用意向率(割合)	e.ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=

なお、(1) 1号認定(認定こども園及び幼稚園)、(2) 2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)及び(3) 2号認定(認定こども園及び保育所)の数は、現在幼稚園又は認可保育所(※)を利用している自市町村に居住する3-5歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

(4) 3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプA(ひとり親家庭)、潜在タイプB(フルタイム×フルタイム)、潜在タイプC(フルタイム×パートタイム[月120時間以上+月下限時間～120時間の一部])、潜在タイプE(パートタイム×パートタイム[双方が月120時間以上+月下限時間～120時間の一部])を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳、1・2歳の区分で算出する。

3) 利用意向率

上記1) 2)の対象者について、問16(平日定期的に利用したい教育・保育の事業)に回答した者のうち、問16で「3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択した者の割合(但し、無回答を除いて割り戻す)を算出する。

図表 24 利用意向率集計結果の入力シート
 (3号認定：認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■0歳家庭のみ

①<3号認定>(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	

■1・2歳家庭のみ

①<3号認定>(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	現在の利用率(割合)	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	(任意)	
タイプB フルタイム×フルタイム	(任意)	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	(任意)	

なお、(4) 3号認定(認定こども園及び保育所＋地域型保育)の数は、現在認可保育所(※)を利用している自市町村に居住する0-2歳の子どもの数と同じかそれを上回ることが基本であると考えられるため、これと異なる結果となっている場合には、適切な補正が必要。

※地方単独事業による認可外保育施設及びそれ以外の事業所内保育施設等を含む。

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」＝「量の見込み(人)」

図表 25 量の見込みの算出プロセス
(3号認定：認定こども園及び保育所＋地域型保育)

■0歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)	=	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

①<3号認定>(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

■1・2歳家庭のみ

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家族類型(割合)	=	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

①<3号認定>(認定こども園及び保育所＋地域型保育)

	c:家族類型別児童数		d:利用意向率(割合)	=	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		=	

5) 留意事項

上記4)により算出された「量の見込み」に関して、基本指針案第三の三の1等を踏まえ、育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に当たって、0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。

その際、例えば、以下の方法が考えられる。

- ・上記1) 2)の対象者(0歳児)のうち、問15-1(平日定期的に利用している教育・保育の事業)で、「3 認可保育所」から「9 居宅訪問型保育」のいずれかを選択した者のうち、問30-6(1)①において「1 希望する保育所に入るため」と回答している者の割合(育休明けの利用意向率)を算出し、上記4)①の「家庭類型別児童数(0歳児)」に掛け合わせる(育休明けの利用意向の児童数)
- ・「育休明けの利用意向の児童数」を、上記4)②の0歳児の「量の見込み(人)」から差し引く。

※この方法により計算をした場合に、0歳児の「量の見込み(人)」が現在の0歳児の利用児童数よりも減る場合には、「育休明けの利用意向の児童数」をゼロとすることも考えられる。

※0歳児の「量の見込み(人)」から差し引いた「育休明けの利用意向の児童数」については、特に供給不足となっている自治体においては、1(・2)歳児に係る整備量を早期に増やすことが求められる。

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

以下では、全国共通で算出をすることになっている「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出方法を記載する。なお、目標年の量の見込みは各年で設定することになっている。

(1) 時間外保育事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A (ひとり親家庭)、潜在タイプ B (フルタイム×フルタイム)、潜在タイプ C (フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部])、潜在タイプ E (パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間~120 時間の一部]) を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、
問 16 (平日定期的にご利用したい教育・保育の事業) に回答したもののうち、「3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)」から「10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)」のいずれかを選択している、かつ、
問 15-2 (2) (利用希望時間) で、「18 時以降」と記入してある場合の割合を算出する。(但し、無回答を除いて割り戻す)

なお、ここでは時間外保育事業の時間設定について「18 時以降」としたが、各自治体の実状に応じて変更可能とする。

(参考：関連設問)

問 15-2 平日に定期的にご利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間 (何時から何時まで) かを、□内に具体的な数字でご記入ください (数字は一桁に一字)。時間は必ず (例) 09 時~18 時のように 24 時間制でご記入ください。

(1) 現在

1 週あたり□日 1 日あたり□□時間 (□□時~□□時)

(2) 希望

1 週あたり□日 1 日あたり□□時間 (□□時~□□時)

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

図表 26 量の見込みの算出プロセス（時間外保育事業）

<家族類型別児童数の算出>			
	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
<ニーズ量の算出>			
	c:家庭類型別児童数	d:利用意向率(割合)	e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=

【注】0～5歳以下家庭のみ

(2) 放課後児童健全育成事業

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム [月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム [双方が月 120 時間以上+月下限時間～120 時間の一部]）を対象として算出する。

2) 対象年齢

5 歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

3) 利用意向率

上記 1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

ただし、「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」の利用希望を選択し、かつ、6. 以外の選択肢も選択している者について、「6. 放課後児童クラブ [学童保育]」の利用希望が週 1～2 回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を控除して算出することも可能とする。

（参考：関連設問）

問 26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず、（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週□日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週□日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週□日くらい
4. 児童館 ※1	週□日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週□日くらい
6. 放課後児童クラブ [学童保育]	週□日くらい →下校時から□□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週□日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週□日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

※問 27 は、小学校高学年になった時を想定した設問。選択肢は問 26 と同じのため省略。

図表 27 利用意向率集計結果の入力シート（放課後児童健全育成事業）

■低学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

■高学年

	利用意向率(割合)
タイプA ひとり親	
タイプB フルタイム×フルタイム	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	

【注】5歳児以上家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「量の見込み（人）」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 28 量の見込みの算出プロセス（放課後児童健全育成事業）

<低学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数(人)		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】6歳～8歳家庭のみ

<高学年>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数(人)		d:利用意向率(割合)		e:ニーズ量(人)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】9～11歳家庭のみ

(3) 子育て短期支援事業

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 25（泊りがけの預け先）に回答した者のうち、「イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）」、「オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した者の割合を算出する。

図表 29 利用意向集計結果の入力シート（子育て短期支援事業）

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は、就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して、就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 30 量の見込みの算出プロセス（子育て短期支援事業）

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家族類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

<ニーズ量の算出>

	c:家族類型別児童数	d:利用意向	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～5歳以下家庭のみ

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一律に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい
1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1 週当たり□回 もしくは 1 ヶ月当たり□回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

図表 31 利用意向集計結果の入力シート（地域子育て支援拠点事業）

	利用意向率（割合）	平均利用意向回数（回）	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～2歳家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

図表 32 量の見込みの算出プロセス（地域子育て支援拠点事業）

<家族類型別児童数の算出>

	a.推計児童数(人)	b.潜在家庭類型(割合)	c.家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業			

<ニーズ量の算出>

	c.家庭類型別児童数	d.利用意向	e.ニーズ量(人回)
タイプA ひとり親		×	=
タイプB フルタイム×フルタイム		×	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプD 専業主婦(夫)		×	=
タイプE パート×パート(双月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×	=
タイプF 無業×無業			

【注】0～2歳以下家庭のみ

(5) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業を除く]）

一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）については、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」とそれ以外で、見込み量の算出方法が異なる。

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）>

1) 対象となる潜在家庭類型

以下①は潜在家庭類型 C'、D、E'、F を対象として、以下②は潜在家庭類型 A、B、C、E を対象として算出する。

2) 対象年齢

3歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。1号認定による利用と2号認定による利用で、算出方法が異なる。

① 1号認定による利用

【利用意向率】

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）×
イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）
を算出する。

※ア：以下の割合

上記1) 2) の対象者について、

- ・問 16（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」を選択 かつ
- ・問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」と選択した者が、これらの間の回答者数に占める割合

※イ：以下の割合

- ・問 15-1（平日定期的に利用している教育・保育の事業）で、「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」を選択 かつ
- ・問 23（不定期事業の利用状況）で、「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」から「6. その他」を選択した者のうち、問 23 で「1. 一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」または「2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）」を選択した者の割合

【利用意向日数】

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で「1. 利用したい」に回答のあった者の「平均日数」を算出する。

② 2号認定による利用

【利用意向率】

1.0

※「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」を利用することによりニーズがカバー。

【利用意向日数】

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの問 12 (1) - 1

② 2号認定による利用

ア 家庭類型別児童数の算出

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者」の数（P33-34で算出したもの）

イ 量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

図表 34 量の見込みの算出プロセス（預かり保育）

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)	=	c:家庭類型別児童数
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向	=	e:ニーズ量(人日)
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

【注】3～5歳以下家庭のみ

<2号認定による定期的な利用>

<家族類型別児童数の算出>

			c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向	=	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

【注】3～5歳以下家庭のみ

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外>

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 24 (不定期事業の利用意向) に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 24 (不定期事業の利用意向) で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

図表 35 利用意向集計結果の入カシート (預かり保育以外)

■上記以外

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数 (人)」×「潜在家庭類型 (割合)」＝「家族類型別児童数 (人)」

※推計児童数 (人) は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数 (人)」×「利用意向」

－「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (預かり保育) (1号認定による利用のみ) の利用意向日数」

－「問 23 (不定期事業の利用状況) における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み (人日)」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

5) 留意事項

①上記1)～4)の方法によるほか、以下の方法によることも可。

1') 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2') 対象年齢

0歳から2歳以下を対象とする。

3') 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）に回答した者のうち、「1. 利用したい」を選択した者の割合

② 利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、問 24（不定期事業の利用意向）で、「1. 利用したい」に回答のあったものの「平均日数」

4') 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」

—「問 23（不定期事業の利用状況）における「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用日数」

＝「量の見込み（人日）」

※この計算の過程で、家庭類型ごとの「量の見込み」がゼロ以下となる場合にはゼロとする。

②トワイライトステイについては、就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

図表 36 量の見込みの算出プロセス（預かり保育以外）

<上記以外>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)	b:潜在家庭類型(割合)	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		x	=
タイプB フルタイム×フルタイム		x	=
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプD 専業主婦(夫)		x	=
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	=
タイプF 無業×無業			=

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数	d:利用意向	幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのニーズ量
タイプA ひとり親		x	—
タイプB フルタイム×フルタイム		x	—
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		x	—
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	—
タイプD 専業主婦(夫)		x	—
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		x	—
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		x	—
タイプF 無業×無業			—

【注】0～5歳以下家庭のみ

問23「5. ベビーシッター」「6. その他」の利用(人日)	e:ニーズ量(日)
—	=
—	=
—	=
—	=
—	=
—	=
—	=
—	=
—	=
—	=

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

1) 対象となる潜在家庭類型

潜在タイプ A（ひとり親家庭）、潜在タイプ B（フルタイム×フルタイム）、潜在タイプ C（フルタイム×パートタイム）、潜在タイプ E（パートタイム×パートタイム）を対象に算出する。

2) 対象年齢

0歳から5歳以下を対象とする。

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

病児・病後児の発生頻度と利用意向日数を算出し、利用意向（利用頻度×利用意向日数）を求める。なお、調査票に問 22-3 以降を設けてある場合には活用すること。

① 病児・病後児の発生頻度

上記 1) 2) の対象者について、

- ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた 日
- ケ. その他 () 日

問 22-2 問 22-1 で「ア.」「イ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当
 てはまる番号 1 つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください（数字は一枠
 に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前
 にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい 日
2. 利用したいとは思わない

図表 37 利用意向集計結果の入カシート（病児・病後児保育等）

	発生頻度	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			

【注】0～就学前家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家族類型別児童数（人）」

※推計児童数（人）は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向」＝「量の見込み（人日）」

5) 留意事項

就学児に対して調査を行っていない場合は就学前子どもに係る推計で足りるが、就学児
 に対して調査を行っている場合や事業の利用実績データがある場合には、市町村の判断で、
 当該調査の結果等を使用して就学児に係る量の見込みを算出することも可能とする。

または、就学児の利用意向については、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金において、
 「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」に対して補助を行っており、当該
 研究班で実施した下記の病児・病後児保育事業に関する実態調査の結果を基に算出するこ
 とも考えられる。

（実態調査結果（平成 24 年度 1 年間の年齢別利用児童割合）

： 0 歳 10.1%、1 歳 32.6%、2 歳 18.1%、3 歳 12.6%、4 歳 10.3%、5 歳 7.9%、
 6 歳 4.2%、7 歳 2.4%、8 歳 1.2%、9 歳 0.4%、10 歳以上 0.2%）

図表 38 量の見込みの算出プロセス（病児・病後児保育等）

<0～5歳以下家庭のみ>

<家族類型別児童数の算出>

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)		c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

<ニーズ量の算出>

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向		e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

1) 対象となる潜在家庭類型

全ての家庭類型を対象として算出する。

2) 対象年齢

5歳児を対象とする。（ただし、5）留意事項を参照のこと。）

3) 利用意向（利用意向率×利用意向日数）

利用意向率と利用意向日数を算出し、利用意向（利用意向率×利用意向日数）を求める。

① 利用意向率

上記1) 2) の対象者について、

低学年については、問 26（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

高学年については、問 27（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「7. ファミリー・サポート・センター」を選択した割合（但し、無回答を除いて割り戻す）を算出する。

②利用意向日数

上記1) 2) の対象者について、低学年は問 26、高学年は問 27 で「7. ファミリー・サポート・センター」と回答のあったものの平均日数を算出する。

図表 39 利用意向集計結果の入力シート（ファミリー・サポート・センター）

■低学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】6～8歳以下家庭のみ

■高学年

	利用意向率(割合)	利用意向日数(日)	利用意向
タイプA ひとり親			
タイプB フルタイム×フルタイム			
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプD 専業主婦(夫)			
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)			
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)			
タイプF 無業×無業			

【注】9～11歳以下家庭のみ

4) 量の見込みの算出方法

①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」＝「家族類型別児童数(人)」

※推計児童数(人)は、年齢各歳別のデータを用いる。

②量の見込みの算出

「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」＝「量の見込み(人日)」

5) 留意事項

上記1)～4)では、5歳児を対象とした調査に基づく推計方法を示したが、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用することも考えられる。

なお、就学児に対する調査を行っていない場合には、地域における女性の就業割合や利用申込みの状況等の統計データも勘案した地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、適切な数値を量の見込みとすることも可能とする。

図表 40 量の見込みの算出プロセス（ファミリー・サポート・センター）

＜低学年＞

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)	=	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

＜ニーズ量の算出＞

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向	=	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

【注】6歳～8歳家庭のみ

＜高学年＞

＜家族類型別児童数の算出＞

	a:推計児童数(人)		b:潜在家庭類型(割合)	=	c:家庭類型別児童数
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

＜ニーズ量の算出＞

	c:家庭類型別児童数		d:利用意向	=	e:ニーズ量(人日)
タイプA ひとり親		×		=	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		=	
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプD 専業主婦(夫)		×		=	
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)		×		=	
タイプF 無業×無業		×		=	

【注】9～11歳家庭のみ

(8) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（2中学校区など）に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。

この際に、自治体独自で、例えば、問19の⑥の「子育ての総合相談窓口」の利用意向にかかる設問など、事業内容に一定程度親和性がある調査項目を設けている場合には、当該利用意向を勘案することも考えられる。

(参考：関連設問)

問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

①母親（父親）学級、両親学級、育児学級

A知っている（はい・いいえ）、Bこれまでに利用したことがある（はい・いいえ）

C今後利用したい（はい・いいえ）

②保健センターの情報・相談事業

③家庭教育に関する学級・講座

④教育相談センター・教育相談室

⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放

⑥子育ての総合相談窓口

⑦自治体発行の子育て支援情報誌

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

I 教育・保育

1. 広域利用の取扱い

基本指針(案)において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とされているが、当該調整が整った場合の計画は以下のように取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	・・・	・・・	・・・	・・・
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保方策	特定教育・保育施設	市内 350人 <u>B市</u> <u>100人</u> C市 50人	市内 450人 <u>B市</u> <u>10人</u> C市 20人	市内 200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			市内 50人 D市 20人	・・・	・・・	・・・	・・・

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号	・・・			
量の見込み		1000人	1100人	800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る量の見込みを記載		
(他市町村の子ども)		<u>A市</u> <u>100人</u> E市 30人	<u>A市</u> <u>10人</u>	-				
確保方策	特定教育・保育施設	市内 1000人	市内 1100人	市内 200人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130人	10人					
	特定地域型保育事業			市内 800人	・・・	B市居住の子ども(=B市に確保義務あり)に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)			E市 10人				

2. 確認を受けない幼稚園の取扱い

基本指針(案)において、法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもについては「特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）」に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされているが、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）については、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	300人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	(確認を受けない幼稚園)	200人						
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・

3. 認可外保育施設の取扱い

基本指針(案)において、「当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする」こととされているが、以下のように取り扱うこと。

		27年度			28	29	30	31
		1号	2号	3号				
量の見込み		500人	500人	300人	・・・	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	特定教育・保育施設	500人	450人	200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業			50人	・・・	・・・	・・・	・・・
	認可外保育施設(※)		50人	50人				

※市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

4. 共働き等家庭の幼稚園利用の取扱い

幼稚園の2号認定（3-5歳、保育の必要性有り）のニーズへの対応については、幼稚園が認定こども園に移行することにより利用ニーズに応じていくことが基本であるが、2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定（3-5歳、保育の必要性なし）の確保方策として記載することを可能とする。

		27年度			28	29	30	31	
		1号	2号						3号
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
量の見込み	500人	600人		300人	・・・	・・・	・・・	・・・	
		100人(※)	500人						
確保方策	特定教育・保育施設	600人	500人		200人	・・・	・・・	・・・	・・・
	特定地域型保育事業				50人	・・・	・・・	・・・	・・・

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面、実際上の過不足は生じない。

なお、幼稚園の認定こども園への移行については、基本指針(案)第三の二の4及び四の3の「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載すること。

II 地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

2. 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	① 1号認定による利用	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
	② 2号認定による利用	500人日	500人日			
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型) ※	1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・

※ ②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

3. 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		2000人日	2300人日	・・・	・・・	・・・
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1200人日	1500人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	700人日	700人日	・・・	・・・	・・・
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	100人日	100人日			

4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		1000人日	1000人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	病児保育事業	850人日	850人日	・・・	・・・	・・・
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	150人日	150人日	・・・	・・・	・・・

5. 子育て援助活動支援事業(就学後)

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人日	500人日	・・・	・・・	・・・
確保 方 策	子育て援助活動支援事業(就学後)	500人日	500人日	・・・	・・・	・・・

※「子育て援助活動支援事業」の確保方策は、上記3つを足し合わせたもの。

6. 利用者支援

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		5か所	5か所	・・・	・・・	・・・
確保方策		○か所	○か所	・・・	・・・	・・・

7. 妊婦に対する健康診査

※ニーズ調査によらずに推計

		27年度	28年度	29	30	31
量の見込み		500人 健診回数(※)	500人 健診回数(※)	・・・	・・・	・・・
確保方策		実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	実施場所：○ ○病院、○○ 診療所、○○ 助産所 実施体制：○ 人 検査項目： 実施時期：	・・・	・・・	・・・

※健診回数については、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

8. 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

※ニーズ調査によらずに推計

	27年度	28年度	29	30	31
量の見込み	500人	500人	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センター 委託団体等： ○○協会	実施体制：○ 人 実施機関：○ ○保健センター 委託団体等： ○○協会	・・・	・・・	・・・

< 4 > その他

I 「認定こども園の普及促進」の留意点

基本指針(案)において、「幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合は、都道府県計画（指定都市、中核市については市町村計画）において定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に、都道府県計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになることを認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする」こととされている。

この「都道府県計画で定める数」（指定都市、中核市については「市町村計画で定める数」）については、基本指針(案)第三の四の3「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」において記載することが望ましい。

(記載イメージ)

「〇〇区域において、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、〇人とする。」

「△△区域において、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合における基本指針（案）第三の四の2ウの「都道府県計画で定める数」は、△人とする。」